

令和7(2025)年度 第1回 栃木県地域公共交通活性化協議会生活交通対策部会分科会 次第

日 時：令和7(2025)年7月25日(金) 10:00~11:00

場 所：栃木県庁東館講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 水都西線の廃止について

4 そ の 他

5 閉 会

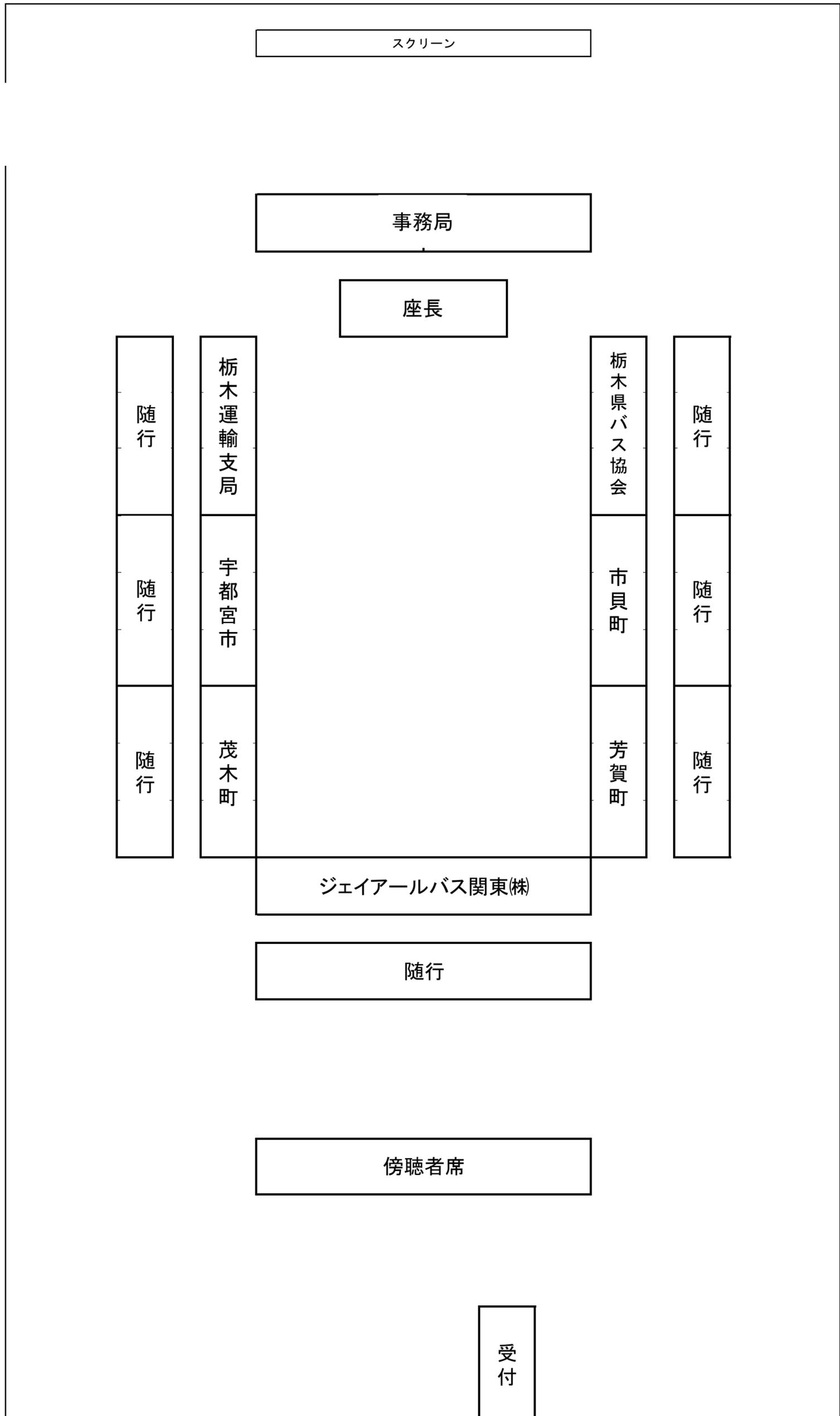
【 配布資料 】

次 第	生活交通対策部会分科会次第
名 簿	生活交通対策部会分科会委員名簿
座席表	第1回分科会座席表
資料1	生活交通対策部会設置要綱
資料2	根拠法令抜粋
資料3	協議資料：水都西線の廃止について
資料4	代替交通手段についての補足説明資料

栃木県地域公共交通活性化協議会

生活交通対策部会分科会委員名簿

No.	所 属		役 職	出欠	出席者(代理含)	随行者
1	栃木県	県土整備部	交通政策課長	○	橋本 達雄	
2	関東運輸局栃木運輸支局	企画輸送部門	首席運輸企画専門官	○	諏訪 和義	
3	宇都宮市	総合政策部	交通政策課長	○	田代 卓也	
4	茂木町		企画課長	○	(代理)課長補佐 大瀧 温子	
5	市貝町		企画財政課長	○	川上 和幸	係長 生井 克典
6	芳賀町		企画課長	○	山本 篤	
7	(一社)栃木県バス協会		専務理事	○	(代理)適正事業化部長 飯田 孝志	
8	(一社)栃木県タクシー協会		専務理事	×		
9	ジェイアールバス関東(株)		経営企画部取締役経営企画部長 宇都宮支店支店長 営業部課長 経営企画部副課長	○	高山 明 神保 欣央 岸 浩司 森田 壮亮	



生活交通対策部会設置要綱

(目的)

第 1 条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に生活交通対策部会を置く。

(協議事項)

第 2 条 生活交通対策部会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第 2 条第 4 号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第 2 条第 4 号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第 18 条第 1 項及び県単補助要領第 18 条第 1 項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第 19 条第 4 項及び県単補助要領第 19 条第 4 項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第 3 条 生活交通対策部会は、別表 1 の委員及び特別委員によって構成する。

- 2 生活交通対策部会は、必要に応じて委員及び特別委員以外の者の出席を求めることができる。

(協議結果)

第 4 条 生活交通対策部会の決定事項は、協議会の決議とすることができる。

- 2 部会長は、生活交通対策部会において協議した結果を協議会に報告するものとする。

(分科会)

第 5 条 生活交通対策部会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第 2 条第 1 号に規定する路線の休止又は廃止に関する事。
 - (2) 第 2 条第 3 号に規定する生活バス路線の指定に関する事（関係者（この号において、知事及び関係市町村長をいう。）間で、国庫協調補助要領第 2 条第 4 号又は県単補助要領第 2 条第 4 号の意見が一致しない場合に限る。）。
 - (3) 第 2 条第 5 号に規定する改善計画の承認に関する事（別表 2 に掲げる委員及び特別委員間の意見が一致しない場合に限る。）。
 - (4) その他、部会長が分科会での協議が適当と認める事項に関する事。
- 2 分科会は、別表 2 の委員及び特別委員によって構成する。
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。

- 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
- 8 座長は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができるものとする。
- 9 生活交通部会は、分科会の決定事項を生活交通部会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第6条 部会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第7条 生活交通対策部会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、生活交通対策部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(別表1)

生活交通対策部会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 県内各市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

生活交通対策部会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 県内関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課

根拠法令

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号） 抜粋

第 15 条の 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その 6 月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その 30 日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6 略

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号） 抜粋

第 15 条の 4 法第 15 条の 2 第 1 項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- 二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

協議資料：水都西線の廃止について

令和 7 (2025)年 7 月 25 日 (金)
栃木県地域公共交通活性化協議会
生活交通対策部会分科会事務局
(栃木県県土整備部交通政策課)

1. 本分科会における協議の申出内容
2. 協議対象路線の概要
3. 沿線市町村の路線存続意向・生活交通確保方策

1. 本分科会における協議の申出内容

【協議申出人】	ジェイアールバス関東株式会社
【申出日】	令和7(2025)年5月13日
【協議申出対象路線】	水都西線全3系統（作新学院前～茂木、芳賀町工業団地管理センター前～茂木、天矢場～茂木） 運行区域：宇都宮市、芳賀町、市貝町、茂木町
【協議の申出内容】	路線の廃止
【廃止予定年月日】	令和7(2025)年10月1日
【協議の申出理由】	「令和7(2025)年3月に、同年9月末をもっての補助打切りの通知を受けたことから、以降の運行継続は困難と判断したため。」



2. 協議対象路線の概要 – 水都西線の歩み –

S12 (1937)

- 茂木線開業（茂木－宇都宮間）

S30 (1955)

- 水都西線に改称（水都東線開業に伴い、水戸－宇都宮間直通運転開始）

S55 (1980)

- 水都東線一部区間廃止、水戸－宇都宮間直通運転廃止

H17(2005)
～H19(2007)

- ジェイアールバス関東(株)、茂木－宇都宮間の路線廃止を申出
→ 沿線3町（茂木、市貝、芳賀）の赤字全額補助を開始し、系統存続

R2 (2020)

- 新型コロナウイルス感染症により利用者減少

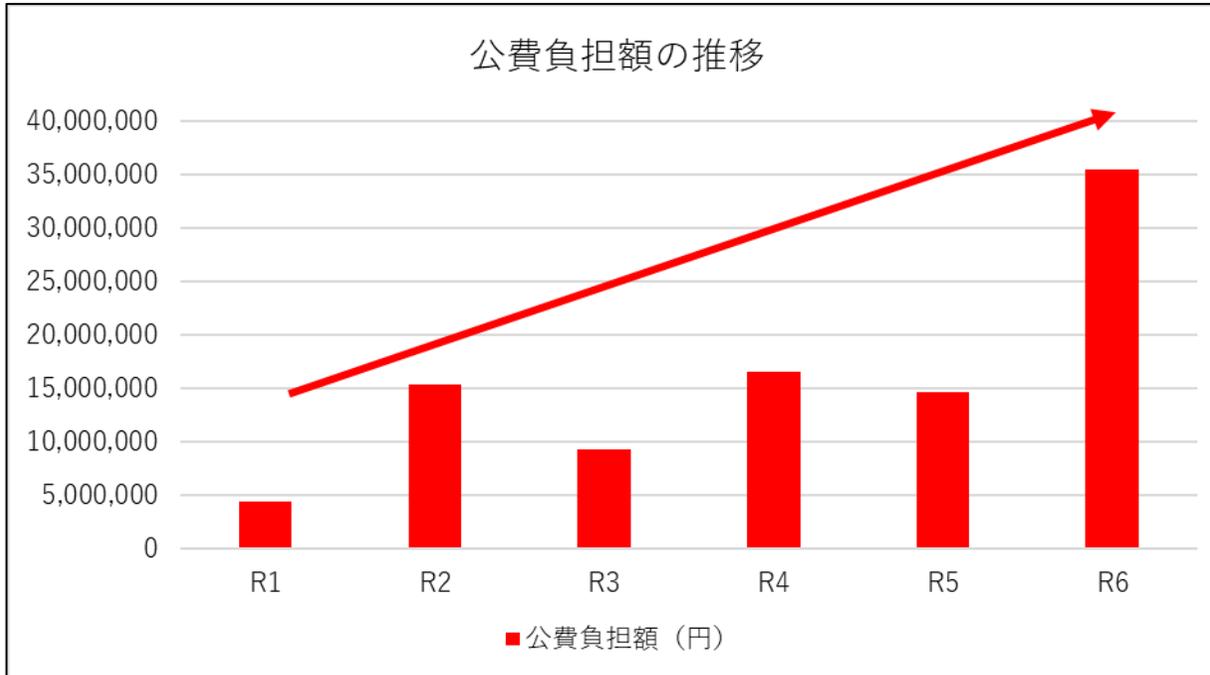
R5 (2023)

- R5.8.26、芳賀・宇都宮LRT開業
- 「作新学院前～茂木」の1系統に加え、「芳賀町工業団地管理センター前～茂木」及び「天矢場～茂木」の2系統の赤字全額補助を新たに開始

R7 (2025)

- R7.3.17 沿線3町、水都西線全3系統の赤字全額補助の廃止を表明
- R7.5.13 ジェイアールバス関東(株)、全3系統の廃止を申出

2. 協議対象路線の概要 – 公費負担額の推移 –



※公費負担額
 = 欠損額
 = 経常収益 - 経常経費 (次頁参照)

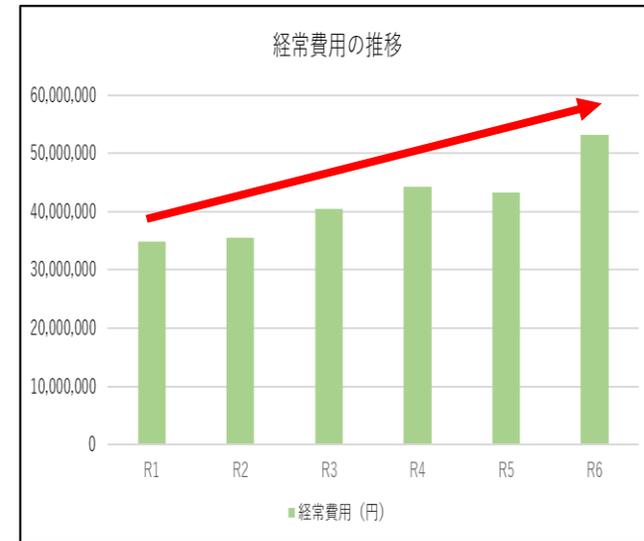
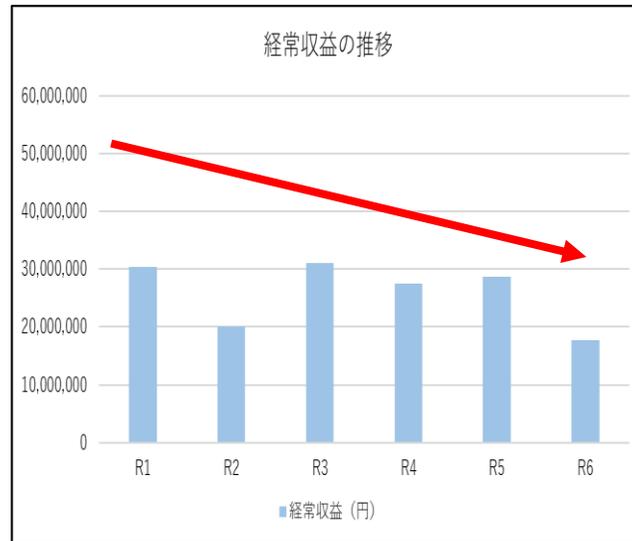
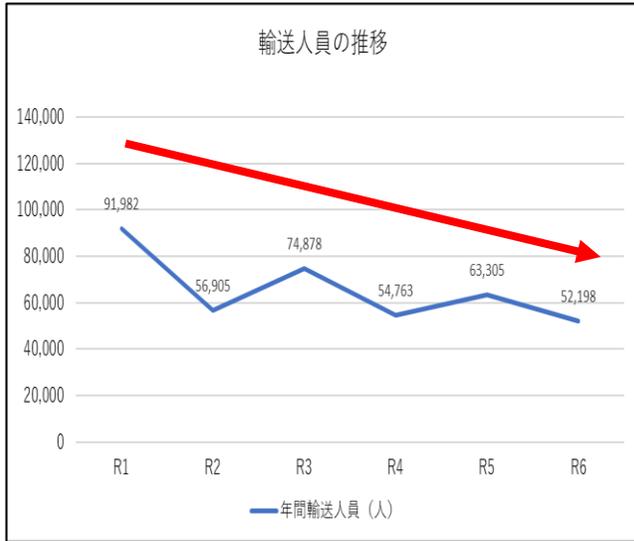
	R1 (H30.10.1~R1.9.30)	R2 (R1.10.1~R2.9.30)	R3 (R2.10.1~R3.9.30)	R4 (R3.10.1~R4.9.30)	R5 (R4.10.1~R5.9.30)	R6 (R5.10.1~R6.9.30)
公費負担額	4,422,532円	15,345,630円	9,332,153円	16,608,392円	14,638,615円	35,491,246円

「作新学院前～茂木」系統のみ

「作新学院前～茂木」系統
 「芳賀町工業団地管理センター前～茂木」系統
 ※R5は「R5.8.27～R5.9.30」分
 「天矢場～茂木」系統
 ※R5は「R5.8.27～R5.9.30」分

※ 3町への補助金交付請求資料 (ジェイアールバス関東株式会社提供) を基に、事務局で表、グラフ作成

2. 協議対象路線の概要 – 運行状況の推移 –



	R1 (H30.10.1~R1.9.30)	R2 (R1.10.1~R2.9.30)	R3 (R2.10.1~R3.9.30)	R4 (R3.10.1~R4.9.30)	R5 (R4.10.1~R5.9.30)	R6 (R5.10.1~R6.9.30)
輸送人員	91,982人	56,905人	74,878人	54,763人	63,305人	52,198人
経常収益	30,385,688円	20,152,383円	31,166,000円	27,569,706円	28,647,923円	17,719,007円
経費	34,808,222円	35,498,014円	40,498,153円	44,178,098円	43,286,540円	53,210,254円

「作新学院前～茂木」系統のみ

「作新学院前～茂木」系統
「芳賀町工業団地管理センター前～茂木」系統
※R5は「R5.8.27～R5.9.30」分
「天矢場～茂木」系統
※R5は「R5.8.27～R5.9.30」分

※ 3町への補助金交付請求資料（ジェイアールバス関東株式会社提供）を基に、事務局で表、グラフ作成

3. 沿線市町村の路線存続意向・生活交通確保方策

	当該路線の 存続意向	理由	生活交通の確保方策について (代替交通手段等)
宇都宮市	無	<ul style="list-style-type: none"> 本市域における当該路線の運行ルートは、既存公共交通（ライトライン・路線バス・地域内交通）のカバー圏域であるため 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公共交通（ライトライン・路線バス・地域内交通）
茂木町	無	<ul style="list-style-type: none"> デマンドタクシーを芳賀町工業団地管理センター前まで延伸することでLRTへ接続し、宇都宮市方面への交通手段を確保できるため 	<ul style="list-style-type: none"> 朝夕の時間帯のデマンドタクシー運行
市貝町	無	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の意向に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 朝夕の時間帯のデマンドタクシー運行 ※ 検討・調整中（7/25時点）
芳賀町	無	<ul style="list-style-type: none"> 当該路線に対する継続的な行政支援が困難 代替交通手段の実施により町内から芳賀TCや茂木方面への交通手段を確保できるため 	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内～芳賀TC：朝夕の時間帯の乗合タクシー実証運行期間の延長などを含め検討 ② 町内～茂木方面：茂木町デマンドタクシーの芳賀町内乗り入れの受け入れ ※ 検討・調整中（7/25時点）

代替交通手段についての補足説明資料

p. 2～ 茂木町

p. 5～ 市貝町

p. 9 芳賀町

デマンドタクシー「めぐるくん」のジェイアールバス関東路線水都西線の廃線予定に係る
芳賀町への延伸計画

1. 目的

ジェーアールバス関東が運営する路線「水都西線」の廃線予定に伴い、デマンドタクシーの目的施設の追加をする。

2. 延伸計画

運行概要

◆運行日	毎週 月曜日～金曜日 ※祝日は運休
◆運行時間	朝 6時便、7時便 夕 16時便、18時便 のみ運行
◆運行区間	<茂木町内発着場所>茂木駅、道の駅もてぎ北 <芳賀町内発着場所>芳賀町役場東、芳賀町体育館前、祖母井、 芳賀温泉ロマンの湯、上延生、東青木、芳賀青木、 芳賀寺内、芳賀三日市、三日市台、下原、 芳賀町工業団地管理センター前
◆備考	茂木駅から芳賀町工業団地管理センター前まで 距離：17.5km

運行発着時刻

上り	茂木駅	芳賀町工業団地 管理センター前	下り	芳賀町工業団地 管理センター前	茂木駅
朝便	6:05	6:40	朝便	6:50	7:25
	7:30	8:05		8:15	8:50
夕便	16:30	17:05	夕便	17:45	18:20
	18:00	18:35		18:45	19:20

3. 経路追加に伴う運賃設定

茂木町から芳賀町工業団地管理センター前までの経路追加に伴い、運賃を下記のとおり設定する。

(1) 片道普通旅客運賃

区分	普通運賃
一般（中学生以上）	600 円
小学生、障がい者・介護認定者、 運転免許返納者	300 円
未就学児	無料

(2) 回数旅客運賃

券種	枚数	運賃額
600 円	11 枚	6,000 円

4. 運行開始日

令和7年10月1日



**JR 水都西線の廃線に係る市貝町デマンドタクシー「サシバふれあい号」の
運行区域変更並びに目的施設の変更について（案）**

1. 目的

JR バス関東（株）が運営する路線「水都西線」の廃線予定に伴い、代替案としてのデマンドタクシー拡充にて対応することを目的とする。

2. 延伸計画の内容・運行体系

現在、市貝町内では2台のデマンドタクシーを運行している状態であり、朝・夕の利用者が少ない。

今回、JR バス「水都西線」の廃線に伴い、関係路線を定期的にご利用していた者（6～7名）の交通手段を維持確保することを目的とし、JR バス利用のあった朝・夕の時間帯について、デマンドタクシーにて代替運行する。

この際のデマンドタクシーは通常（ドア・ツードア方式）の運行形態とは別に「基本路線方式」を採用し、運行は（6時便、18時便）を新たに拡充した4便（6時、7時、17時、18時）とする。

運行区間については、市埴駅から芳賀町工業団地管理センター前までとし、使用する車両は、現行の2台のうち1台を割当てる。

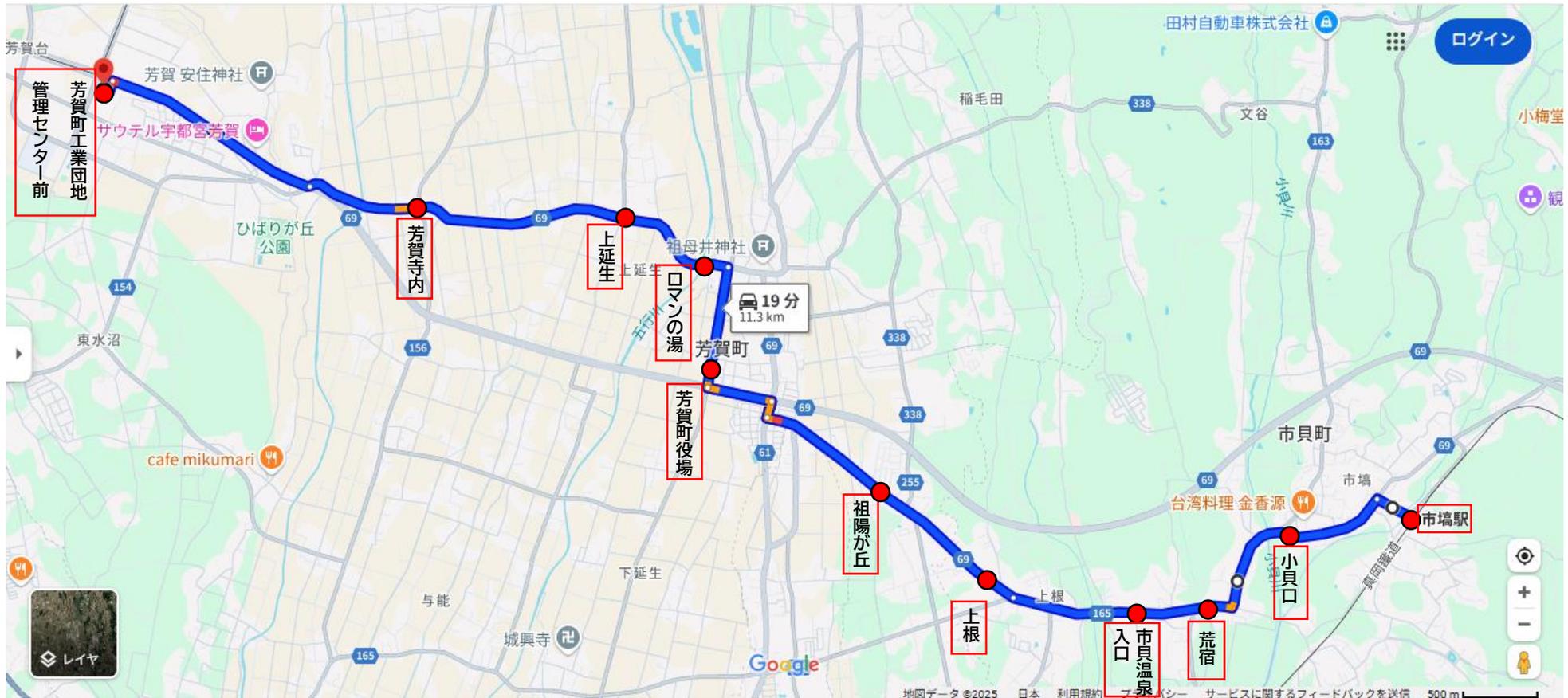
表1 運行概要

運 行 日	毎週 月曜日～金曜日 ※土日祝日は運休
運 行 時 間	朝 6時便、7時便 夕 17時便、18時便 のみ運行
運 行 区 間	〈市貝町内発着場所〉 市埴駅、小貝口、荒宿、市貝温泉入口、上根 〈芳賀町内発着場所〉 祖陽が丘、芳賀町役場西、ロマンの湯、上延生、芳賀寺内、 芳賀工業団地管理センター前
運 賃	基本料金 300円
備 考	市埴駅から芳賀町工業団地管理センター前まで 距離：10.7km 所要時間：約25分

3. 運行開始日

令和7年10月1日（水）

市貝町デマンドタクシー「サシバふれあい号」停留所（案）



【別表】 運行計画表 主な停留所と発着時刻

① 朝

朝便	6時便（上り）	6時便（下り）	7時便（上り）	7時便（下り）
市塙駅	6 : 1 0	7 : 0 5	7 : 1 0	8 : 0 5
小貝口	6 : 1 3	7 : 0 2	7 : 1 3	8 : 0 2
荒宿	6 : 1 5	7 : 0 0	7 : 1 5	8 : 0 0
市貝温泉入口	6 : 1 8	6 : 5 7	7 : 1 8	7 : 5 7
上根	6 : 2 2	6 : 5 3	7 : 2 2	7 : 5 3
祖陽が丘	6 : 2 4	6 : 5 1	7 : 2 4	7 : 5 1
芳賀町役場西	6 : 2 8	6 : 4 7	7 : 2 8	7 : 4 7
ロマンの湯	6 : 3 0	6 : 4 5	7 : 3 0	7 : 4 5
芳賀 TC	6 : 3 5	6 : 4 0	7 : 3 5	7 : 4 0

② 夕

朝便	17時便（上り）	17時便（下り）	18時便（上り）	18時便（下り）
市塙駅	17:10	18:05	18:10	19:05
小貝口	17:13	18:02	18:13	19:02
荒宿	17:15	18:00	18:15	19:00
市貝温泉入口	17:18	17:57	18:18	18:57
上根	17:22	17:53	18:22	18:53
祖陽が丘	17:24	17:51	18:24	18:51
芳賀町役場西	17:28	17:47	18:28	18:47
ロマンの湯	17:30	17:45	18:30	18:45
芳賀TC	17:35	17:40	18:35	18:40

5月12日(月)～

5月9日(金)から受付開始

予約センター ☎050(3096)5750

乗合タクシーの実証運行が始まります

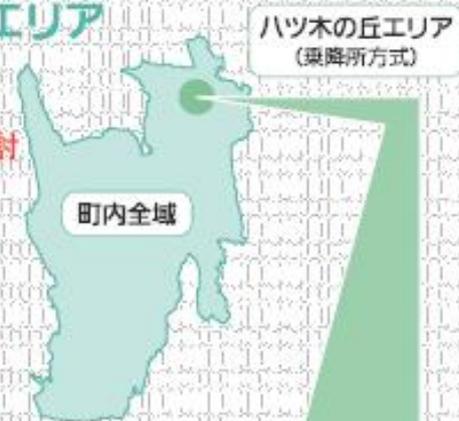
企画課みらい創生係 ☎028(677)6012

早朝・夕方の移動需要の把握のため、乗合タクシーの実証運行を実施します。一部のエリアに乗降所を設け、利用しやすさの検証も行います。実証運行の結果は、今後の町の交通施策検討の参考としますので、この機会に、ぜひ乗合タクシーをご利用ください。

実証運行概要

- 実証期間** ①5月12日(月)～7月18日(金)
 ②9月1日(月)～9月30日(火) **→期間の延長を検討**
- 運行時間** (朝)6:00～8:00 (夕)17:00～19:00 ※平日のみ運行
- 運賃** 無料
- 対象** 芳賀町民(町内への通学利用は除く)
- 運行エリア** 町内全域
- 運行方式** 乗合型で、自宅などのご希望の場所から目的地までお送りします。
 ※ハツ木の丘エリアは乗降所方式とし、エリア内に設置する4カ所の乗降所が乗降場所となります。

運行エリア



利用方法

1 利用者登録

電話受付 ～5月8日(木) みらい創生係 ☎028(677)6012
 5月9日(金)～ 予約センター ☎050(3096)5750

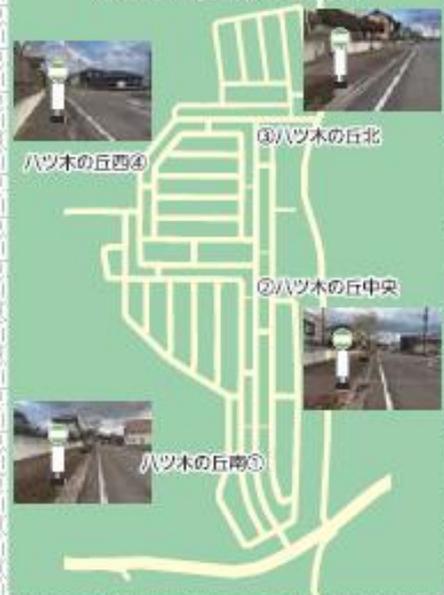
2 利用日の前日までに電話予約

予約センター ☎050(3096)5750 ※5月9日(金)～受付開始
 氏名、行先、日時、乗車・降車の時間をお伝えください。
 ※予約は利用日の3日前から受け付けます。(平日のみ受け付け)

3 乗車 乗車する場所でお待ちください。

4 目的地で降車

ハツ木の丘エリア乗降所



注意事項

- 複数人での乗り合いのため、乗車・降車時間は目安となります。乗降順が前後したり、多少遅れる場合がありますので、時間に余裕を持った利用をお願いします。
- 満車により、予約を受け付けできない場合があります。
- 予約を変更・キャンセルする場合は、お早めに予約センターにご連絡ください。
- 町外への利用や、町内への通学利用はできません。
- 詳細は、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ▶

